








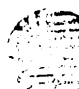









|   |   |   |   |   |   | 課所名   | 情報管理課   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 起案  | 決裁  | 完結  | 文書分類記号  |   |   |   | 保存種別  | 廃棄  |
| 平成19年<br>1月24日  | 平成19年<br>/月/日   | 平成<br>年<br>月<br>日   | 款   | 項   | 目   | 節   | 第 種   | 平成<br>年<br>月<br>日   |
|   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 担当者   | 起案<br>責任者   | 検討者   |   |   |   |   | 決裁者   |   |
|   |   |   |   | 北浦町自治区長   | 企画部長  | 助役  | 市長  |   |
|  | 情報管理課長<br><br>内 2131 |   |   |    |     |    |    |   |
| 発信番号<br>(第 号)   |   | 意見  |   |   |   |   |   |   |
| 施行<br>平成 年 月 日  |   |   |   |   |   |   |   |   |
| あて先   |   | 合 議 者   |   |   |   |   |   |   |
|   |   | 課長補佐兼運用管理係長   |   | 北浦町地域振興課長   | 管財課長  | 財政課長  | 企画課長  |   |
| 発信者名  |   |  |   |  |  |  |  |   |
| 文書<br>取扱主任  | 公 印   |  |  |   |   |  |  |  |

件 名 延岡市ケーブルテレビエリア拡大事業に伴うケーブル網及び伝送設備の賃貸借に関する契約（IRU契約）の締結について（伺い）

（別紙 枚）

この度、旧延岡市の未配信地区、北方町及び北浦町への延岡市ケーブルテレビエリア拡大事業が完了し、現在テスト放送を行なっております。2月から本放送を開始の予定ですので、別紙のとおり株式会社ケーブルメディアワイワイとIRU契約を締結し、ケーブルテレビ設備、機器を貸与したいがよろしいか。なお、総務省の申請の都合により、北浦町の光ファイバー部分の貸付契約は別契約となっております。

（裏面へ）

## 記

### ●契約1

1. 設備貸付料 月額 4, 414, 467円 (別紙資料1 参照)
2. 設備内容 A. H18年度延岡市ケーブルテレビエリア拡大事業設備  
B. H17年度実施光きたうらネット事業 北浦町映像設備
3. 契約の相手方 宮崎県延岡市愛宕町2丁目1番地12  
株式会社ケーブルメディアワイワイ  
代表取締役 水谷 茂
4. 貸付期間 平成19年2月1日から平成29年3月31日までの10年2ヶ月間

### ●契約2

1. 設備貸付料 月額 94, 859円 (別紙資料1 参照)
2. 設備内容 C. H17年度実施 光きたうらネット事業 北浦町光ファイバ分
3. 契約の相手方 宮崎県延岡市愛宕町2丁目1番地12  
株式会社ケーブルメディアワイワイ  
代表取締役 水谷 茂
4. 貸付期間 平成19年2月1日から平成29年3月31日までの10年2ヶ月間

### ●合計貸付料

月額 4, 509, 326円 (別紙資料1 参照)

年額 54, 111, 912円

※なお、電柱使用料、電気使用料等の費用は、ケーブルメディアワイワイへ支払う  
地下管路及び橋りょう管路の使用料と相殺する事で合意しております。

<参考>なお、IRU契約の場合、財産管理上、ケーブル網及び伝送設備については物品扱いとなります。

## 参考資料

### < IRU契約とは >

IRU (Indefeasible Right of User : 破棄し得ない使用权)

契約(協定)によって定められ、関係当事者の合意がない限り破棄又は終了させることができない長期安定的な使用权のこと

- IRU 契約を締結することにより光ファイバ等を貸し付ける場合は、借り手である電気通信事業者が電気通信回線設備を支配・管理するものとして規律されることとなり、貸し手である設備の所有者(地方公共団体)は、電気通信事業法・有線電気通信法(昭和28年法律第96号)の規定に基づく登録又は届出等を行う必要はない。
  
- IRU により借り手が設備を支配・管理していると認められるためには、その契約において、以下の要件が充足されていることが必要である。
  - i) 使用权を取得する電気通信事業者の同意なしに契約を破棄することができないこと。
  - ii) 使用期間全体にわたる合理的な使用料金の設定がされていること。
  - iii) 電気通信回線設備所有者によって対象物件に第三者担保権が設定されていないこと。
  - iv) 使用契約期間について、使用契約が安定的であると認められる以下のいずれかの要件を満たしていること。
    - ア) 使用契約期間が10年以上であること。
    - イ) 使用契約期間が1年以上であり、かつ、契約書等において、以下の点を確認されていること。ただし、使用契約期間の累計が10年を超える場合における当該超える部分に相当する契約については、この限りでない。
      - A 契約の自動更新の定めがあること。
      - B 電気通信事業者の同意がない限り、更新を拒否することができないこと。
    - ウ) その他ア)、イ)に類する特別の事情があると認められるものであること。

(総務省 「電気通信事業者のネットワーク構築マニュアル」より)

# ケーブルメディアワイワイ(株)貸付金額説明資料

| 項目  | 金額            | 備考  |
|---|---------------|---|
| A. H18延岡市ケーブルテレビエリア拡大事業で整備した物品                              |               | ※契約書1、貸付機器一覧表を参照                              |
| a H18延岡市ケーブルテレビエリア拡大事業による整備した設備、機器                          | 1,067,418,534 |   |
| b 延岡市独自の施設として除外若しくは按分される部分の設備、機器                            | 107,377,145   | ※北浦町に設置した島浦海底ケーブル用のフェンスや階段設備、自治体用の光ファイバ等を除外   |
| c 貸付対象の設備、機器(設計金額)  | 960,041,389   | (a-b)   |
| d 落札率を考慮した金額  | 818,819,221   | c × 85.29% (全工区平均落札率)<br>各設備、機器ごとの積上げのため、端数調整 |
| e 貸付月額  | 4,093,976     | d × 0.06 ÷ 12ヶ月                               |
| ※延岡市財産条例第9条の既定を準用し、時価評価額の建物については年額100分の6の率を適用(各設備、機器ごとの積上げ) |               |   |
| B. H17事業北浦町総合支所分映像設備  |               | ※契約書1、貸付機器一覧表を参照                              |
| 落札率を考慮した金額  | 64,098,615    |   |
| 貸付月額  | 320,491       |   |
| C. H17事業 北浦町総合支所 光ファイバ分                                     |               | ※契約書2 を参照                                     |
| 貸付月額  | 94,859        |   |

貸付月額(A+B+C)

4,509,326

(税前:4,294,597、税:214,729)

貸付年額

54,111,912

契約 1

契約 2

## ケーブル網及び伝送装置の賃貸借に関する契約書

延岡市（以下「甲」という。）と株式会社ケーブルメディアワイワイ（以下「乙」という。）とは、甲が所有するケーブル網及び伝送装置の賃貸借に関して、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### （本契約の対象）

第1条 本契約は、甲が所有するケーブル網及び伝送装置のうち、添付別紙（以下「別紙」という。）の1に記載する施設（以下「本施設」という。）を対象とする。

### （本施設）

第2条 本施設の芯線数、装置数等の明細は別紙の2「貸付機器料金表」記載のとおりとする。

### （使用の原則）

第3条 乙による本施設の使用は、本契約に別段の定めがない限り、乙の書面による同意なしに甲から一方的に中断又は終了し得ないものとし、乙は、第6条に定める使用期間中、乙の有線テレビジョン放送事業及び電気通信事業用として長期安定的に使用することができる。

2 甲は、乙の有線テレビジョン放送事業及び電気通信事業が安定的に行えるよう配慮し、本施設の適切な維持管理を行う。

### （乙の設備との接続等）

第4条 乙は、本施設を使用するに当たり、必要な伝送・中継設備その他の付属物を自らの費用により設置し、維持管理を行う。

2 本施設と乙が所有する伝送装置等との接続については、甲の立会いの下、乙の責任において施工するものとする。

3 前項の接続については、責任分岐点を明確にし、それぞれの施設をそれぞれの責任において適切な品質に維持管理する。

### （使用開始日）

第5条 甲は、道路法その他法令による必要な許認可を取得した後、本施設が適切な仕様を満たし使用可能な状態であることを確認した場合、速やかに書面により乙に使用開始が可能な日（以下「使用開始日」という。）を通知する。なお、使用開始日は、平成19年2月1日を日処とし、平成19年3月31日より前の日とする。

### （使用期間）

第6条 乙による本施設の使用期間は使用開始日より平成29年3月31日までとする。

2 甲及び乙が期間満了の6ヶ月前までに、更新をしない旨を書面により合意した場合を除き、本契約は同一条件で1年間更新されるものとする。

#### (貸付料)

第7条 本施設の貸付料(月額)は、延岡市財産条例(昭和55年条例7号)第9条の規定を準用し、本施設の時価評価額に100分の6を乗じた額を12で除すことにより算定し、月額4,414,467円(消費税額及び地方消費税額210,355円を含む。)とする。

なお、諸般の事情が必要が生じた場合は、甲乙協議の上貸付料(算定方法を含む)を見直すこととする。

2 使用期間が1ヶ月に満たない月の貸付料は、貸付料(月額)を当該月の日数で除して得た金額(以下「日割額」という)に当該月の使用日数を乗じた額とする。

3 乙は、別紙の3に記載する支払い予定表に基づき、料金対象期間分の貸付料を支払期日までに甲に支払うものとする。(以下削除)また甲は、乙へ当該料金対象期間開始日以降速やかに貸付料の請求を行うものとする。

4 前項に定めるほか、貸付料の支払方法については甲乙協議の上、別途定めるものとする。

5 甲は、本施設が甲の故意又は過失で使用不能となった場合は、日割額に使用不能日数(甲が第13条第1項又は第2項による連絡を受けた時刻から使用できない状態が解消された時刻までの時間(60分未満を切り捨てた1時間単位の時間)を24で除して得た値の整数部分)を乗じて得た額を、乙に返還するものとする。

6 前条第2項の規定により使用期間を延長した場合において、経済変動等に伴い、金利、物価、労働賃金等に大幅な増減が生じたときは、貸付料について甲乙双方誠意をもって協議し、決定する。

#### (遅延損害金)

第8条 乙は、乙の責めにより前条第3項に定める支払期日までに貸付料を支払わない場合、支払期日の翌日から起算して支払日までの期間につき年率6%の割合で計算して得た遅延損害金を甲に支払うものとする。

#### (関係行政官庁への手続)

第9条 乙は、本施設の使用につき、関係法規等を遵守するとともに、関係行政官庁に対する必要な手続を乙の責任において行うものとする。

2 甲は、本施設の設置及び維持管理にあたり、関係法規等を遵守するとともに、関係行政官庁に対する必要な手続を甲の責任において行うものとする。

#### (施設の移設等)

第10条 甲は、本施設について移設工事を施工する必要がある場合、速やかに書面により乙に通知を行い、移設工事の期間、内容等について協議を行うものとする。ただし、緊急その他やむを得ない場合はこの限りでない。

2 移設工事により本施設の敷設ルートを変更する場合、甲は乙の有線テレビジョン放送事業及び電気通信事業が円滑に行われるよう配慮し、変更後の敷設ルートが最適となるよう努めるものとする。なお、敷設ルートの変更により対象ケーブル長に変更が生じた場合は、貸付料の変更その他の貸付け条件について、甲乙間で別途協議するものとする。

(保守管理等)

- 第11条 甲は、本施設が安定的に使用できるように保守管理に努めるものとする。
- 2 甲は、送受信装置、双方向画像電送装置、光ファイバケーブル芯線等の保守又は工事にやむを得ない場合、本施設の使用を一時的に中断させることができる。
  - 3 甲は、前項の規定に基づき本施設の使用を中断させる場合、その理由、中断日及び中断期間を予め書面により乙に通知し、協議を行うものとする。ただし、緊急その他やむを得ない場合はこの限りでない。
  - 4 前3項に定める他、保守管理に係る事項については、甲乙別途協議の上、定めるものとする。

(損害賠償)

- 第12条 乙の故意又は過失によって、甲又は第三者に損害を与えた場合、乙はその責めを負う。
- 2 甲の故意又は過失によって、乙又は第三者に損害を与えた場合、甲はその責めを負う。
  - 3 本施設が第三者に損害を及ぼしたときは、甲乙協力して処理を行うものとする。

(障害等の復旧)

- 第13条 乙は、本施設に起因すると思われる通信障害等の事故を検知した場合、甲に事故の発生日時、場所、内容等を速やかに連絡しなければならない。甲は連絡後直ちに現場調査等を実施し、その結果を乙に連絡するものとする。
- 2 甲は、本施設に異常を発見した場合は、直ちに乙に連絡するものとし、乙は通信障害の有無を確認して甲に連絡するものとする。
  - 3 前2項の場合において、本施設の復旧、補修措置を必要とする場合は、甲は速やかにこれを実施するものとし、乙はこれに協力するものとする。
  - 4 甲及び乙は、天災、地震等双方の責めによらない事由により本施設の使用ができない状態が発生し、その復旧の見込みが無く使用の継続が困難と判断される場合、協議の上本施設の使用を終了させることができる。

(権利義務の譲渡及び承継)

- 第14条 甲及び乙は、本契約に定める権利義務を第三者に譲渡し、又は第三者のために権利を設定してはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合、又は合併、会社分割その他の包括承継による場合でその旨を事前に相手方に通知したときは、この限りではない。

(秘密の保持)

- 第15条 甲及び乙は、本契約に基づき知り得た相手方の営業上の秘密、技術上の秘密及びその他一切の業務上の秘密を第三者へ開示又は漏洩してはならない。ただし、法令上必要とされているとき又は相手方の書面による承諾を得たときは、この限りでない。
- 2 取得した相手方の情報の甲又は乙の内部における利用については、本契約の履行の目的のみ使用することとし、他の目的に使用してはならない。
  - 3 本条の規定は、本契約の解除又は本施設の使用期間満了後といえども、有効に存続する。

(契約の解除)

第16条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合、催告をなさずに本契約を解除することができる。

- (1) 破産手続開始の申立てがあったとき。
- (2) 乙が本契約に係る有線テレビジョン放送事業及び電気通信事業の廃止又は法人を解散したとき。
- (3) 有線テレビジョン放送法及び電気通信事業法の規定に基づき、乙の事業の許可又は登録が取り消されたとき。

2 甲及び乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当する場合、書面による催告の上、相当な期間において本契約を解除することができる。

- (1) 甲又は乙が、その責めによる事由により本契約に定める重要な事項に違反したとき、重大な信義則違反があったとき又は正当な事由なく本契約に基づく業務を遂行しないとき。
- (2) その他本契約の円滑な履行が困難になったとき。

3 本契約が解除された場合、解除の日の属する月の貸付料は、日割額に当該月の初日から解除の日までの日数を乗じて得た額とする。

4 第1項及び第2項に基づく解除は解除当事者が相手方に対して損害賠償の請求を行なうことを妨げない。

(契約の変更)

第17条 本契約の各条項の内容は、甲乙双方の書面による合意によってのみ変更することができる。

(契約の有効期間)

第18条 本契約の有効期間は、本契約に別段の定めがない限り、本契約締結の日から本施設の使用期間の満了する日までの期間とする。

(端数処理)

第19条 日割額その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てる。

(通知義務)

第20条 甲及び乙は、次に掲げる事項が生じた場合、又は判明した場合は、直ちに相手方に書面により通知しなければならない。

- (1) 名称、住所又は法人の代表者の変更
- (2) 事業の譲渡又は法人の合併
- (3) 事業の休止若しくは廃止又は法人の解散
- (4) 事業の許可の取り消し又は変更許可の取り消し
- (5) その他本契約の履行に必要な事項



(協議事項)

第21条 本契約に定めのない事項又は本契約の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、誠意をもって解決するものとする。

2 自然災害、関係行政庁の指導又は第三者に起因する事情等により、本契約に定める事項を履行できなくなった場合は、甲乙別途協議の上、誠意をもって解決を図るものとする。

以上、本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙双方記名捺印の上、各々1通を保有するものとする。

平成 19 年 2 月 / 日

(甲) 宮崎県延岡市東本小路2番地1  
延岡市  
延岡市長 首藤正治

(乙) 宮崎県延岡市愛宕町2丁目1番地12  
株式会社ケーブルメディアワイワイ  
代表取締役 水谷 茂

(別紙)

1. 本施設の内容及び位置
2. 「貸付機器料金表」
3. 支払い予定表

| 年度       | 料金対象期間                | 支払期日      |
|----------|-----------------------|-----------|
| 平成18年度   | 使用開始日から平成19年3月末まで     | 平成19年3月末日 |
| 平成19年度以降 | 第1四半期(4月1日から6月末日まで)   | 6月末日      |
|          | 第2四半期(7月1日から9月末日まで)   | 9月末日      |
|          | 第3四半期(10月1日から12月末日まで) | 12月末日     |
|          | 第4四半期(1月1日から3月末日まで)   | 3月末日      |

## 光ファイバ芯線の賃貸借に関する契約書

延岡市（以下「甲」という。）と株式会社ケーブルメディアワイワイ（以下「乙」という。）とは、甲が所有する光ファイバ芯線の賃貸借に関して、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### （本契約の対象）

- 第1条 本契約は、甲が所有する光ファイバ芯線のうち、本契約に基づき乙が使用できる芯線（以下「本施設」という。）を対象とする。
- 2 本施設の位置および概要は別紙（伝送路構成図及び直線図）のとおりとする。

### （本施設）

- 第2条 本施設の仕様は別記のとおりとする。
- 2 本施設の芯線数等は、第8条に定める使用距離数とする。
- 3 乙は、本施設の使用目的を使用開始までに予め書面により甲に申し出ることとする。かかる申し出の後、乙が使用目的を変更する場合は、乙は事前に甲と協議し書面により甲に通知するものとする。

### （使用の原則）

- 第3条 乙による本施設の使用は、本契約に別段の定めがない限り、乙の書面による同意なしに甲から一方的に中断又は終了し得ないものとし、乙は、第6条に定める使用期間中、乙の放送及び電気通信事業用として長期安定的に使用することができる。
- 2 甲は、乙の放送及び電気通信事業が安定的に行なえるよう配慮し、本施設の適切な維持管理を行なう。

### （乙の設備の設置条件）

- 第4条 乙は、本施設を使用するに当たり、必要な伝送・中継設備その他の付属物を自らの費用により設置し、維持管理を行う。
- 2 乙の設備が甲の事業所等の構内に設置される場合、甲乙別途協議の上、定めるものとする。

### （使用開始日）

- 第5条 甲は、道路法その他法令による必要な許認可を取得した後、施設が対象区間内において仕様書の仕様を満たし使用可能な状態であることを確認した場合、速やかに書面により乙に使用開始が可能な日（以下、「使用開始日」という。）を通知する。

### （使用期間）

- 第6条 乙による本施設の使用期間は使用開始日より平成29年3月31日までとする。
- 2 甲及び乙が期間満了の6ヶ月前までに、更新をしない旨を書面により合意した場合を除き、本契約は同一条件で1年間更新されるものとする。ただし使用開始日から10年を経過した後

は、甲が6ヶ月前までに乙に通告すれば、乙の同意なく更新を拒否することができる。

(貸付料)

第7条 本施設の貸付料は、月額94,859円(消費税額及び地方消費税額4,517円を含む。)とする。

なお、諸般の事情が必要が生じた場合は、甲乙協議の上貸付料を見直すこととする。

- 2 使用期間が1ヶ月に満たない月の貸付料は、貸付料(月額)を当該月の日数で除して得た金額(以下「日割額」という)に当該月の使用日数を乗じた額とする。
- 3 貸付料の支払いについては、別記支払いスケジュールにより支払い期日までに支払うものとする。
- 4 前項に定めるほか、貸付料の支払方法については甲乙協議の上、別途定めるものとする。
- 5 甲は、本施設が甲の故意又は過失で使用不能となった場合は、日割額に使用不能日数(甲が第14条第1項又は第2項による連絡を受けた時刻から使用できない状態が解消された時刻までの時間(60分未満を切り捨てた1時間単位の時間)を24で除して得た商の整数部分)を乗じて得た額を、乙に返還するものとする。
- 6 前条第2項の規定により使用期間を延長した場合において、経済変動等に伴い、金利、物価、労働賃金等に大幅な増減が生じたときは、貸付料について甲乙双方誠意をもって協議し、決定する。

(貸付料の算出根拠)

第8条 前条の貸付料を算出する際の算出根拠は、保守管理費、管路使用料、電柱共架料等を基に使用距離数は、1,138,312mとし、芯m当たり年間1円とする。

(遅延損害金)

第9条 乙は、乙の責により甲が定める支払期日までに貸付料を支払わない場合、支払期日の翌日から起算して支払日までの期間につき年率6%の割合で計算して得た遅延損害金を甲に支払うものとする。

(関係行政官庁への手続)

- 第10条 乙は、本施設の使用につき、関係法規等を遵守するとともに、関係行政官庁に対する必要な手続を乙の責任において行うものとする。
- 2 甲は、本施設の設置及び維持管理にあたり、関係法規等を遵守するとともに、関係行政官庁に対する必要な手続を甲の責任において行うものとする。

(施設の移設等)

第11条 甲は、本施設について移設工事を施工する必要がある場合、速やかに書面により乙に通知を行い、移設工事の期間、内容等について協議を行うものとする。ただし、緊急その他やむを得ない場合はこの限りでない。なお、移設工事にかかる費用は、原則的に甲の負担とするが、乙の事由による場合は乙の負担とする。

やむを得ない場合はこの限りでない。なお、移設工事にかかる費用は、原則的に甲の負担とするが、乙の事由による場合は乙の負担とする。

- 2 移設工事により本施設の敷設ルートを変更する場合、甲は乙の放送及び電気通信事業が円滑に行われるよう配慮し、変更後の敷設ルートが最適となるよう努めるものとする。なお、敷設ルートの変更により対象ケーブル長に変更が生じた場合は、甲乙間で別途協議するものとする。

#### (保守管理等)

第12条 甲は、本施設が第2条の仕様を満たすように保守管理に努めるものとする。

- 2 甲は、送受信装置、双方向画像電送装置、光ファイバケーブル芯線等の保守又は工事上やむを得ない場合、本施設の使用を一時的に中断させることができる。
- 3 甲は、前項の規定に基づき本施設の使用を中断させる場合、その理由、中断日及び中断期間を予め書面により乙に通知し、協議を行うものとする。ただし、緊急その他やむを得ない場合はこの限りでない。
- 4 前3項に定める他、保守管理に係る事項については、甲乙別途協議の上、定めるものとする。

#### (損害賠償)

第13条 乙の故意又は過失によって、甲又は第三者に損害を与えた場合、乙はその責めを負う。

- 2 甲の故意又は過失によって、乙又は第三者に損害を与えた場合、甲はその責めを負う。
- 3 甲乙の双方の責めによらない場合によって、第三者に損害を及ぼしたときは、甲乙協力して処理を行うものとする。

#### (障害等の復旧)

第14条 乙は、本施設に起因すると思われる通信障害等の事故を検知した場合、甲に事故の発生日時、場所、内容等を速やかに連絡しなければならない。甲は連絡後直ちに現場調査等を実施し、その結果を乙に連絡するものとする。

- 2 甲は、本施設に異常を発見した場合は、直ちに乙に連絡するものとし、乙は通信障害の有無を確認して甲に連絡するものとする。
- 3 前2項の場合において、本施設の復旧、補修措置を必要とする場合は、甲は速やかにこれを実施するものとし、乙はこれに協力するものとする。
- 4 前項による措置を行う場合は、復旧方法及び費用負担等についてあらかじめ甲乙協議するものとする。
- 5 甲及び乙は、天災、事変等双方の責めによらない事由により本施設の使用ができない状態が発生し、その復旧の見込みが無く使用の継続が困難と判断される場合、協議の上本施設の使用を終了させることができる。

#### (権利義務の譲渡及び承継)

第15条 甲及び乙は、本契約に定める権利義務を第三者に譲渡し、又は第三者のために権利を設定してはならない。

2 甲又は乙が第三者と合併することにより、合併後存続する法人等又は合併により設立される法人等が本契約上の権利及び義務を承継する場合には、甲又は乙はこれを証明する書類を相手方に通知するものとする。

#### (秘密の保持)

第16条 甲及び乙は、本契約に基づき知り得た相手方の営業上の秘密、技術上の秘密及びその他一切の業務上の秘密を第三者へ開示又は漏洩してはならない。ただし、法令上必要とされているとき又は相手方の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

2 取得した情報の甲又は乙の内部における利用については、本来の利用目的の範囲内においてのみ使用することとし、不適正に流用してはならない。

3 前2項の規定は、本契約の解除又は本物件の賃貸借期間満了後も同様とする。

#### (契約の解除)

第17条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合、催告をなさずに本契約を解除することができる。

(1) 破産手続の開始、会社整理の申立てを受け、又はこれらの申立てを自ら行ったとき。

(2) 乙が本契約に係る放送及び電気通信事業の廃止又は法人を解散したとき。

(3) 有線テレビジョン放送法及び電気通信事業法の規定に基づき、乙の事業の許可又は登録が取り消されたとき。

2 甲及び乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当する場合、書面による催告の上、相当な期間において本契約を解除することができる。

(1) 甲又は乙が、その責めによる事由により本契約に定める重要な事項に違反したとき、重大な信義則違反があったとき又は正当な事由なく本契約に基づく業務を遂行しないとき。

(2) その他本契約の円滑な履行が困難になったとき。

3 本契約が解除された場合、当該年度の貸付料は日割額に当該年度の初日から解除の日までの日数を乗じて得た額とする。

#### (契約の変更)

第18条 本契約の各条項の内容は、甲乙双方の書面による合意によってのみ変更することができる。

#### (契約の有効期間)

第19条 本契約の有効期間は、本契約に別段の定めがない限り、本契約締結の日から本施設の使用期間の満了する日までの期間とする。

#### (端数処理)

第20条 日割額その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てる。

(通知義務)

第21条甲及び乙は、次に掲げる事項につき原則として事前に相手方に書面により通知しなければならない。

- (1) 名称、住所又は法人の代表者の変更
- (2) 事業の譲渡又は法人の合併
- (3) 事業の休止若しくは廃止又は法人の解散
- (4) 事業の許可の取り消し又は変更許可の取り消し
- (5) その他業務に必要な事項

(その他)

第22条 本契約に定めない事項又は本契約の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、誠意をもって解決するものとする。

2 自然災害、関係行政庁の指導又は第三者に起因する事情等により、本契約に定める事項を履行できなくなった場合は、甲乙別途協議の上、誠意をもって解決を図るものとする。

以上、本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙双方記名捺印の上、各々1通を保有するものとする。

平成19年1月 日

(甲) 宮崎県延岡市東本小路2番地1  
延岡市  
延岡市長 首藤正治

(乙) 宮崎県延岡市愛宕町2丁目1番地12  
株式会社ケーブルメディアワイワイ  
代表取締役 水谷 茂

(別記)

1. 本契約の対象（別紙） 伝送路構成図及び直線図

2. 光ファイバ芯線仕様

| 項目        | 仕様  |
|-----------|---|
| ファイバ種別    | φ30 曲げ型広帯域シングルモード光ファイバ                            |
| 機能及び構造    | 防水／丸型 ・ 防水／自己支持型                                  |
| モードフィールド径 | 8.6 μm ± 0.4 μm (λ = 1310nm)                      |
| クラッド径     | 125 μm ± 0.5 μm                                   |
| クラッド非円率   | 0.5%以下  |
| 偏心率 (率)   | 0.4 μm以下  |
| カットオフ波長   | 1260nm以下  |
| 全分散係数     | 0.093ps/nm <sup>2</sup> ・km 以下 (1,300~1,324nm)    |
| 伝送損失      | 0.2dB/km 以下 (λ = 1310nm) 0.2dB/km 以下 (λ = 1550nm) |
| 損失温度変動    | 0.1dB/km 以下 (-20℃~60℃において)                        |

3. 支払いスケジュール

| 年度       | 料金対象期間               | 支払期日      |
|----------|----------------------|-----------|
| 平成18年度   | 使用開始日から平成19年3月31日    | 平成19年3月末日 |
| 平成19年度以降 | 第1四半期 (4月1日~6月30日)   | 6月末日      |
|          | 第2四半期 (7月1日~9月30日)   | 9月末日      |
|          | 第3四半期 (10月1日~12月31日) | 12月末日     |
|          | 第4四半期 (1月1日~3月31日)   | 3月末日      |



イ 伝送路構成図

